

令和7年度 大分地方最低賃金審議会

大分県最低賃金専門部会

- 1 日時 令和7年8月25日（月）午前10時00分～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室
（大分市東春日町17番20号）
- 3 出席委員
公益代表：井田委員、田中委員、松隈委員
労働者代表：阿部委員、二宮委員、藤本委員
使用者代表：大塚委員、藤野委員、渡辺委員
- 4 事務局
大分労働局：池辺労働基準部長、竹内賃金室長、徳部地方賃金指導官
- 5 議題
（1）金額審議について
（2）その他
- 6 議事録

賃金室長

委員の皆様方には、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、全委員のご出席をいただいております。

このため、本専門部会は、9名が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項及び第6条第6項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、以後の議事進行につきまして井田部会長、よろしく願いします。

部 会 長

ただ今から大分県最低賃金専門部会を開催します。

議題1「金額審議」に入ります。

最初に、前回の金額審議の概要を申し上げますと、

労側からは、

目安額や金額大幅引き上げに対する使用者側意見も理解はするものの、大分県の経済状況は横ばいであり、給料が上がらなければ経済状況も改善していかないのではないかと。春闘結果のうち300人未満企業の賃上げ額を参考に新たな金額を提示する

などのご意見がありました。

対して、使側からは、

経営コスト上昇により中小企業の苦しい実態はアンケート等で明らかである。目安額については賃金の支払能力が十分に考慮されていないのではないかと。引上げに関しては今年だけでなく今後も目安額の引上げが予想されるところ、中小企業の経営に影響することが懸念される。とは言え、人材確保も重要な視点であることは間違いなく、さらなる検討が必要であることから現時点では新たな金額は提示しない

などのご意見がありました。

部 会 長

本日は、5回目の金額審議となります。

本日は審議を尽くして、できれば取りまとめを行いたいと思います。

労使委員の皆さま、ご協力をお願いします。

これまでの審議の中で、いわゆる中小企業に対する支援策が話題に出ておりまして、その点、メニューが多彩であることから改めて事務局に調査をしていただきました。この点についての資料説明をお願いしたいと思います。

労働基準部長

資料は4種類準備しております。賃金の引上げ支援策という青色のもの、業務改善助成金のパンフレット、キャリアアップ助成金の賃金規定等改定コース、厚生労働省に係る賃金引上げ支援策（主として最低賃金引上げ）抜粋を用意しておりますので、「厚生労働省に係る賃金引上げ支援策（主として最低賃金引上げ）抜粋」について説明したいと思います。

賃金の引上げにつきましては、賃金引上げ支援策6種類で構成されていまして、労働局の方で支援を行っておりますけれども、この中で最低賃金の引上げを行った場合に使用できるものを抜き出してみましたところ、業務改善助成金とキャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）の2種類が使用できるのではないかと考えております。

まず、業務改善助成金ですけれども、こちらにつきましては基本的には事業場内で最も低い賃金、事業場内最低賃金を30円以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度でございまして、平たく言いますと賃上げと併せて設備投資が必要であるということでございます。コースとしては30円コースから90円コースまで4コースございまして、設備投資以外には経営コンサルティングですとか、顧客管理情報のシステム化など生産性向上に資する設備投資が必要となっている助成金でございます。

執行件数につきましてはその下の表にありますとおり、令和4年度161件、令和5年度231件、令和6年度299件の執行がなされている、支給をした、実際に事業場に届いたという執行件数でございます。

例えば、中小企業が現在示されております国の目安額64円、6.7%引上げた場合の助成額としましては、この中で行きますと60円コースが適用されるのではないかと考えております。その設備投資の費用に応じて60万円から300万円の助成が受けられるということで、業種の縛りはございませんけれども、発効日の前日までに賃金を引き上げる必要がございます。

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）は、パートタイム労働者など有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成する制度でございます。

支給額は1人当たり、中小企業ですと4万円から7万円、大企業ですと1人当たり2万6千円から4万6千円となっております。支給件数は

令和４年度 24 件、令和５年度 34 件、令和６年度 47 件となっております。

仮に、中小企業が国の目安額 64 円、6.7%引き上げた場合は、7 万円を一人に対して支給するということになっております。

10 人未満の事業場については就業規則等がない事業場もあるかと思いますが、この場合は例えば賃金規定がなくても労働条件通知書等でその前の金額を確認して支給しているとのことですので。これも業種の縛りはございませんが、増額改定後 6 か月以上の期間、継続して雇用する必要がある、また、最低賃金の効力が生じた日以降に賃金規定を増額した場合、当該最低賃金に達するまでの増額分は含めないということになっております。

つまり、最低賃金の効力発生の前日までに賃金を引き上げておかないとその増額分についての助成がないということになりますので、例えば、11 月 1 日効力発生などになれば 10 月 31 日までに最低賃金を上げておかないと適用できません。11 月 1 日効力発生となって 11 月 1 日に最低賃金額を上げれば、それは増額分とみなされないの、それ以上に増額した分が助成されると。なおかつ、その人を 6 か月間継続して雇用する必要があって、その後に補助金がありということになっております。

このキャリアアップ助成金につきましては賃金規定等改定コース以外にも正社員化コースなどがあり、正社員化コースが一番多く利用されておりますが、正社員化コースだけが大阪府の上乗せ補助金があるということで、今回のこの賃金規定等改定コースには府の上乗せはないということでございます。

業務改善助成金、キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）のいずれにしても改定前に労働局に相談していただいて、進めていただく必要がございますし、この発効日の前日までに金額を引き上げておくことが必要であるということは同じでございます。以上でございます。

部 会 長

ありがとうございました。整理の意味で助成金の説明をいただきました。その点を含めて全体会議の場で、何かご発言やご意見がございましたら、お願いします。

労側委員いかがですか。

藤本委員

これは全国の件数ですか。

労働基準部長

すいません、全国の資料はちょっとございませんので。

阿部委員

大分県で何件かというのは分からないですか。

労働基準部長

47件です。一番多いのはキャリアアップ助成金は正社員化コースが一番多く利用されていますが、最低賃金のパートの方を正社員にする、キャリアアップですから、そういったことが必要なためになかなか適用者の方は該当がないのかなと。賃金規定等改定コースは設備投資があまりいらないという点では利用しやすいのではないかと、ただ発効日の前までに引き上げる必要があるというところがネックでございますが。

全国の件数はあると思います。手持ちはございませんが。

部 会 長

労側委員から他にありませんか。使側委員いかがですか。

【意見等なし】

部 会 長

それでは、公労会議、公使会議に入りたいと思います。

まずは、事務局から本日の協議場所の説明をお願いします。

賃金室長

協議場所につきまして、前回と同様、当会議室が公労会議、公使会議の場となりますので公益委員の皆様は会議室にお残りください。

労働者側委員の皆様は、3階の職業安定部の会議室を、使用者側委員の皆様は、前回と変わりました6階のレセプト審査室を控室として用意しています。

協議が終了したのちには、また、当会議室にお集まりいただきますので、よろしくお願いいたします。

部 会 長

最初に、使側から、ご意見をお聞きしたいと思います。

労側は、控室にご移動をお願いします。

それでは、これから、公使会議に入ります。報道関係者の方は、傍聴できませんので退出をお願いします。

公労・公使会議が終了し全体会議を再開する際に、事務局からお声かけします。

それでは公労会議を始めます。

(二者協議)

部 会 長

全体会議を再開します。

それぞれから御意見をお伺いし、公益の方で調整を行いました。

使側からは最低賃金の決定に当たっては企業の支払能力を考慮すべきであるという意見を踏まえつつ、新たな基準による金額再提示をいただきました。かかる金額を労働者側に提案しましたが、労側からの再提示はないということでした。双方、少しずつ歩み寄っていただいておりますが、まだ金額の開きが十分に詰まったとはいいがたく、意見が一致しないということで、本日は結論をまとめるまでに至りませんでした。

このため、引き続き協議していきたいと思いますが、労使各側から何か話しておきたいことはないですか。

【意見等なし】

部 会 長

それでは、次回の専門部会開催日については、引き続き公労使で調整の上、決定することにいたします。

次回の専門部会では、審議をつくし、できれば全会一致で結審し、本審で答申を行うことができればと思いますので、労使委員の皆様よろしく願いいたします。

最後に事務局からお願いします。

賃金室長

それでは、次回の専門部会の日時、場所につきましては調整後、皆様に改めてご案内をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

部 会 長

それでは、以上で本日の専門部会を終了します。

最後に、本日の議事録確認委員は、二宮委員、大塚委員にお願いします。

皆様、大変お疲れ様でした。